

佐賀県告示第二百十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、同項に規定する救急病院として次のものを認定した。

平成二十三年七月十二日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	認定期限
佐賀市立富士大和温泉病院	佐賀市富士町大字梅野一七 二一番地一	平成二十三年七月一日から 平成二十六年六月三〇日まで
やよいがおか鹿毛病院	鳥栖市弥生が丘二丁目一四 三番地	平成二十三年八月一日から 平成二十六年七月三十一日まで
河畔病院	唐津市松南町一―九番地二	平成二十三年七月二〇日から 平成二十六年七月一九日まで
伊万里市民病院	伊万里市二里町大里乙二二 七一番地	平成二十三年七月一日から 平成二十六年一月三十一日まで